

2024. 5. 30

最低賃金 1,500 円に求められるものは何か

～労務費の価格転嫁だけでは不十分、生産性向上もあわせて必要～



経済調査部 エコノミスト

前田 和孝

ポイント

- 今年 10 月以降に適用される最低賃金に関する議論がまもなく始まる。例年通りのスケジュールであれば、8 月には都道府県別の最低賃金が出揃う予定である
- 最低賃金の動向は、家計補助的な役割を担う人だけでなく、自らの給与で生計を維持している人にとっても重要度が増している
- 岸田首相が掲げた、最低賃金を 2030 年代半ばまでに全国加重平均で 1,500 円とする目標は十分達成可能な数字。ただし、そのためには労務費の価格転嫁と生産性向上が欠かせない

1. 今年度の最低賃金に関する議論がまもなく開始

今年 10 月以降に適用される最低賃金に関する議論が、厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会が、まもなく始まる。例年通りのスケジュールであれば、8 月には都道府県別の最低賃金が出揃う予定である。2023 年度は、物価上昇などを反映し、24 県が審議会の示した前年からの引き上げ額の目安（39～41 円/時間）を上回った。その結果、全国加重平均の引き上げ額は過去最大の 43 円となり、時給は 1,004 円まで上昇した（図表 1）。

最低賃金はこれまでも徐々に引き上げられてきたが、安倍元首相が 2015 年に最低賃金の引き上げを重点政策とすることを表明してから、その機運が急速に高まった。その際、安倍元首相は毎年 3%の引き上げを目途とし、全国加重平均で 1,000 円を目指すとした。途中コロナ感染拡大に見舞われたため上昇率が落ちたものの、それ以外の年では 3%を上回る引き上げを実現し、結果として 8 年で目標は達成された。

（図表1）2023年度 都道府県別最低賃金

都道府県名	最低賃金	都道府県名	最低賃金	都道府県名	最低賃金
北海道	960	石川	933	岡山	932
青森	898	福井	931	広島	970
岩手	893	山梨	938	山口	928
宮城	923	長野	948	徳島	896
秋田	897	岐阜	950	香川	918
山形	900	静岡	984	愛媛	897
福島	900	愛知	1027	高知	897
茨城	953	三重	973	福岡	941
栃木	954	滋賀	967	佐賀	900
群馬	935	京都	1008	長崎	898
埼玉	1028	大阪	1064	熊本	898
千葉	1026	兵庫	1001	大分	899
東京	1113	奈良	936	宮崎	897
神奈川	1112	和歌山	929	鹿児島	897
新潟	931	鳥取	900	沖縄	896
富山	948	島根	904	全国加重平均	1004

※塗りつぶしは中央最低賃金審議会による引き上げ額の目安を上回った都道府県 単位：円
（出所）厚生労働省公表資料より明治安田総研作成

2. 最低賃金の影響は「家計補助的」労働者以外にも広がる

最低賃金の動向は、主にパート・アルバイトなど非正規で働く労働者に影響を及ぼす。非正規の職員・従業員は 2024 年 1-3 月期時点で 2,137 万人となっており、雇用者（役員を除く）に占める割合は 4 割近くに上る。男

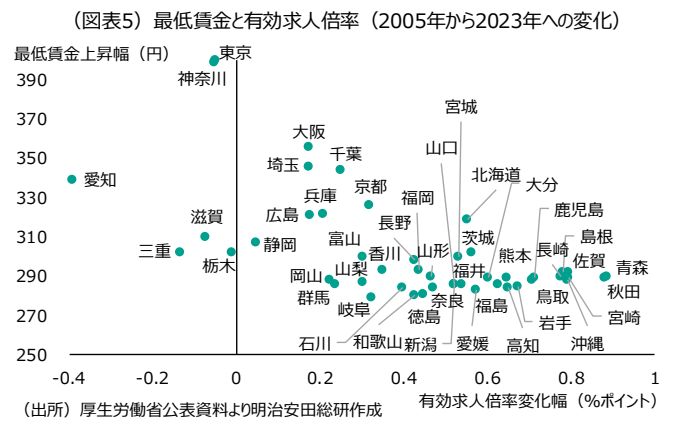
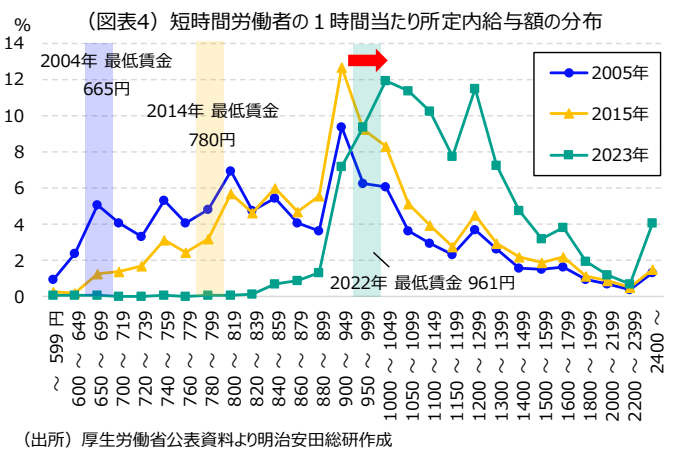
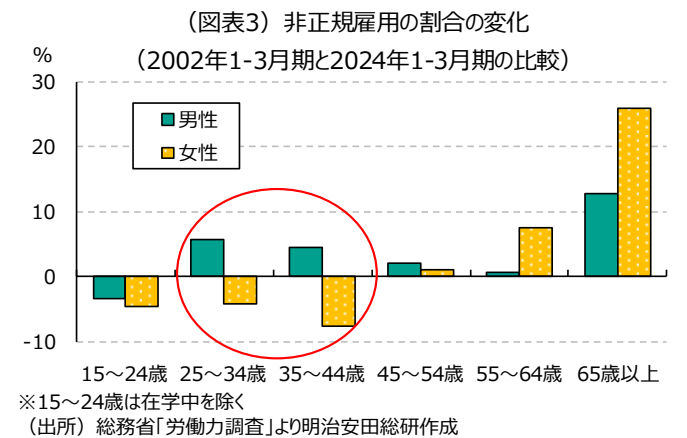
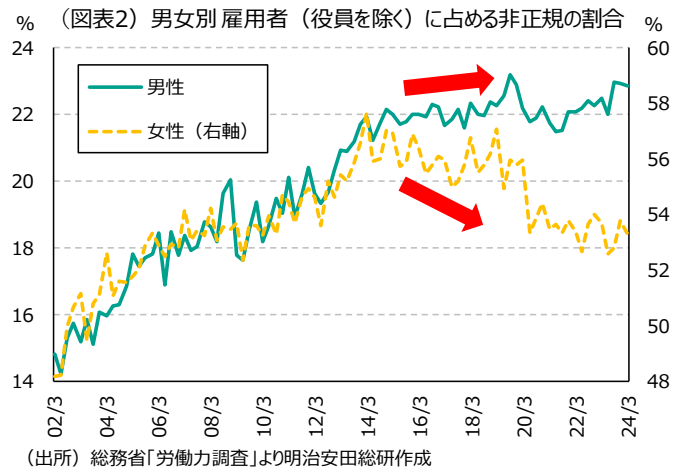
女ともに非正規労働者数は増加しているが、割合を見ると、女性は53.3%、男性は22.9%と女性が約半数を占める。もっとも、これまでの推移を追うと、女性は2014年頃を境に低下に向かっている反面、男性は高止まりしている(図表2)。年齢階級別の変化(2002年1-3月期と2024年1-3月期の比較)を見ると、男女ともに65歳以上で非正規の割合が大きく上昇している点と同じである(図表3)。これは、人手不足により高齢者のパート・アルバイトが増えたことなどが要因とみられる。一方、女性は25~34歳、35~44歳で非正規の割合が低下しているのに対し、男性は上昇している。これは、リーマン・ショックなど景気への負のショックが発生するなか、男性の正規雇用労働者数が減少したことが背景にある。

高齢者のみならず、若年・中堅の男性で非正規の割合が増えている点なども踏まえると、最低賃金の動向は、家計補助的な役割を担う人だけでなく、自らの給与で生計を維持している人にとっても重要度が増している可能性が高い。

3. 人手不足と最低賃金引き上げで給与分布は右方にシフト

短時間労働者(正社員・正職員以外)の1時間当たりの所定内給与額の分布を見ると、2005年と2015年との比較では、時給800~819円以下で働く労働者の割合が低下し、最頻値である900~949円の割合が上昇している(図表4)。もっとも、分布の形状はそれほど変わっていない。一方、2023年の分布を見ると、2015年から右方に大きくシフトしていることが確認できる。これは、企業が賃金を全体的に引き上げたことが主因とみられる。また、880~899円以下の割合が極端に低下しているのも特徴で、最低賃金引き上げの影響とみられる。今後も慢性的な人手不足は続く可能性が高く、最低賃金の引き上げが労働者の所得水準の底上げにつながる効果が期待できそうである。

一方、最低賃金の引き上げは、企業側にとっては労務費の上昇につながることから、雇用の喪失要因になるとの指摘がある。しかしながら、都道府県別に最低賃金の上昇幅と有効求人倍率の変化幅を見ると、同期間に最低賃金がすべての都道府県で引き上げられているにもかかわらず、41の都道府県では有効求人倍率が上昇してい



る（図表5）。また、この間、失業者数も全都道府県で減少しており、最低賃金上昇と雇用減少の関連性は明確には見られない。人手不足が継続することを踏まえると、今後も雇用減少への懸念は小さいと考えられる。

4. 最低賃金引き上げには労務費の価格転嫁だけでなく、生産性向上も必要

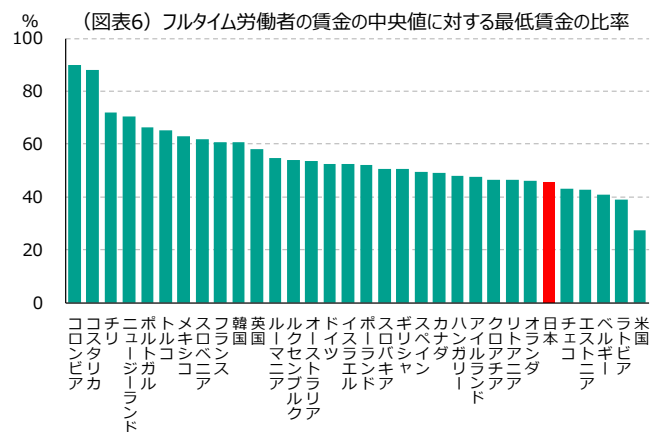
5月8日に公表された春闘第5回回答集計での平均賃上げ率は5.17%、中小企業が4.66%となっており、33年ぶりの高い伸びとなることが確実視される。最低賃金が、春闘の結果にある程度連動することを考えれば、少なくとも今年は2023年度の前年比+4.47%を上回る引き上げ幅となる可能性が高い。岸田首相は、最低賃金を2030年代半ばまでに全国加重平均で1,500円とすることを新たな目標として表明している。仮に2035年に達成しようとするれば、毎年3%台前半の引き上げが必要となる計算である。安倍元首相が目標を掲げた時と概ね同じペースであり、今年は3%を大きく上回る伸びが期待できることも踏まえると、十分達成可能な数字と言える。

国際的に見ても、日本のフルタイム労働者の賃金中央値に対する最低賃金の比率は45.6%と低水準である（図表6）。現時点で同比率が58.0%と日本を大きく上回る英国では、最低賃金を2024年までに賃金中央値の3分の2相当へ引き上げることを目標に掲げており、こうした点からも日本の最低賃金引き上げ余地はまだあると考えられる。

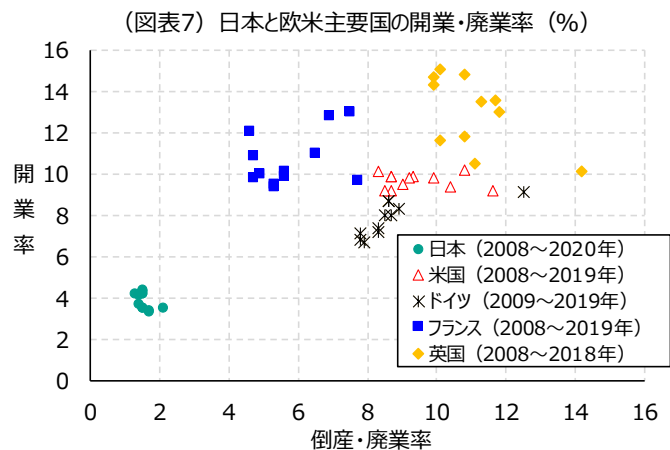
一方で、最低賃金を持続的に引き上げるうえで課題もある。その一つが労務費の価格転嫁である。公正取引委員会は昨年11月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、主に大企業に対して、「受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと」や、「労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと」などを求めている。一方で、日本商工会議所が今年4月に公表したLOB0（早期景気観測）調査によれば、労務費増加分の「4割以上の価格転嫁」が実施できたと回答した企業は33.9%にとどまっている。業種別に見ると、建設業（49.6%）、卸売業（40.3%）は比較的高いが、小売業（29.2%）、サービス業（25.1%）は3割を下回っている。加えて、0割（全く転嫁できなかった）と回答した企業も25.6%含まれている。こうした課題を解決するためには、サプライチェーンに関わる複数の企業が幅広くコストを負担する意識を持つことが必要となる。

ただ、労務費の転嫁がある程度出来たととしても、それで十分というわけではない。図表4が示す通り、人手不足のなかで最低賃金が引き上げられた場合、最低賃金近傍で働く労働者だけでなく、それを上回る賃金水準で働く労働者の割合も上昇することが予想される。企業にとっては労務費上昇分のすべてを価格転嫁できないのであれば、生産性向上でカバーしなければならない。それができない場合、その企業は労働者を確保できず、市場から退出を迫られる可能性もある。ただ、日本はそもそも開業率・廃業率ともに主要国に比し著しく低く、新陳代謝に乏しい（図表7）。より高い労働条件を提示する企業へ労働者が移動し、新陳代謝が促されるのであれば、それは一概に後ろ向きな動きとも言えない。

非正規雇用が増加していることなども影響し、日本の



(出所) OECDより明治安田総研作成



(出所) 内閣府公表資料より明治安田総研作成

相対的貧困率（可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の割合）は主要国のなかでも高い部類に入る。とりわけ1人親世帯では44.5%が貧困に陥っており、OECD平均（31.9%）も大きく上回っている。労務費の価格転嫁や生産性向上など課題も多いが、こうした層の労働条件を改善することは社会的コストの低下につながる側面もある。一足飛びにはいかないが、1,500円に向けて着実に最低賃金を引き上げていくことが必要と考える。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝

電話番号：03-6261-7947

e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411